「はじめて学ぶ!1類消防設備士 合格講座」第1版第1刷用法改正対応・正誤表

978-4-274-21650-3

頁	当該箇所	觀	978-4-274-21650-3 正				
	要点② ↑2 行目	p ₁ •p ₂	p_1 , p_2				
12	要点② ↑1 行目	$\rho_1 \cdot \rho_2$	ρ_1 , ρ_2				
13	頻出問題解説↓8行目	ρ:密度重力加速度[m/s²]	ρ:密度[kg/m³]				
38	問題7要点解説↑2行目	…白金-白銀ロジウムは 700~1400℃…	…白金-白金ロジウムは 0~1400℃…				
42	表 4·1 【(6)項のロ, ハを 右に修正】	口 ①老人短期入所施設,養護老人ホーム,特別養護老人ホーム,軽費老人ホーム ^{※1} ,有料老人ホーム ^{※1} ,介護老人保健施設など,②救護施設,③乳児院,④障害児入所施設,⑤障害児支援施設 ^{※2} ,短期入所等施設 ハ ①老人デイサービスセンター,軽費老人ホーム(口①に掲げるものを除く),老人福祉センター,老人介護支援センター,有料老人ホーム(口①に掲げるものを除く)など,②更生施設,③助産施設,保育所,幼保連携型認定こども園,児童養護施設,児童自立支援施設,児童家庭支援センターなど,④児童発達支援センターなど,⑤身体障害者福祉センター,障害者支援施設(口⑤に掲げるものを除く),地域活動支援センターなど					
		※1 避難が困難な要介護者を主に入居させるもの. ※2 避難が困難な障害者等を主に入所させるもの.					
44	要点②↑4行目	…された日から初めは2年以内,その後は …	…された日以後の最初の4月1日から2年以内に1回, その後は…				
45	チャレンジ例題(2)	…された日から、初めは2年以内・・・	…された日以降の最初の4月1日から2年以内・・・				
45	マスターポイント	免状が…受講しなければならない.	(2) 設問のとおりである.				
56	表 4.7	【別紙1に差替え】					
	要点③の①↓2行目	…病院…	…病院(6項イ(1)以外,表 4.9参照)…				
	表 4.9 (6)の行全体	【別紙2に差替え】					
	表 4.9(14)の行	…のラック式	…のラック式 ^{※3}				
60	表 4.9 欄外※3	※3 病院は3000m²以上,その他は6000m²以上とする.	※3 耐火構造で内装制限した建築物は 2100m²以上,耐火構造の建築物または内装制限した準耐火構造は 1400m²以上.				
	表 4.9 欄外※4	…の合計を表す.	…の合計を表す(当該部分の存する階に設置).				
	チャレンジ例題(2)	…病院…	,库陀(6.1更 / (1) [] 例)				
61	マスターポイント(2)	ንየያ የ ជ	···病院(6 項イ(1)以外)···				
	マスターポイント(3)、(4)	(3)	(4)				
		(4)	(3)				
77	⊠ 5•6	【「弁シート面」の指示先, 「1.65D以上」の寸法線 計2カ所を右図のように修正】	有効水量高さ ・				
		槽間通気管	槽間通気管(複数槽がある場合、槽間の連通管)				
	頻出問題(3)	…床上通気管または槽間通気管を…	・・・・床上通気管を・・・				
	解説(3)	…床上通気管と槽間通気管を…					
83	頻出問題解説↓3,4 行目	…綱鋼管…	…鋼鋼管…				
88	↑1 行目	··· 10 <i>l</i> /min	··· 20 <i>l</i> /min				

「はじめて学ぶ!1類消防設備士 合格講座」第1版第1刷用法改正対応・正誤表

978-4-274-21650-3

頁	当該箇所 誤		正		
90	表 5.2	スプリンクラー1 個あたりの水源水量は 80 l/min を 20 分以上放水できる量とする.			
	【欄外〔注〕に右を追加】	よって, $80~l$ /min $\times 20$ min $= 1600~l = 1.6$ m 3 より, 水源水量=個数 $\times 1.6~$ m 3			
102	要点②の②	···65A···	…50A または 65A…		
103	↑1 行目	頻出問題の解答(3)	頻出問題の解答(4)		
110	問題8 解答	(3)	(2)		
132	問題 5 解答(1)	ポンプの吐出側	ポンプの吸込側		
	問題 5 解答(2)	ポンプの吸込側	ポンプの吐出側		

: 法改正に伴う変更箇所 オーム社(170614)

別 紙 1 【56頁 表4・7 差替え分】

表4・7 屋内消火栓設備の設置基準							
			延べ面積		地階・無窓階・4階以上の階		
	防火対象物の用途等	一般	耐火構造, 準耐火構造 (内装制限)	耐火構造(内装制限)	一般	耐火構造, 準耐火構造 (内装制限)	耐火構造(内装制限)
(1) 項	劇場, 映画館, 公会堂等	500m^2	$1000 \mathrm{m}^2$	$1500 \mathrm{m}^2$	$100 \mathrm{m}^2$	$200 \mathrm{m}^2$	300m^2
(2) 項	キャバレー, ダンスホール等				bm²		
(3) 項			1400m ²	2 $2100 \mathrm{m}^2$			
(4) 項							
(5) 項	旅館、ホテル、共同住宅等	1400m					
(6)項のイ・ハ	病院(次の行に示す病院を除く), 無床診療 所, 助産所等						
(6)項のイ	項のイ 病院,診療所で特定診療科名を有し療 養 (一般)病床を有するもの等		1400m ² または	2100m ² または			
(6)項のロ	福祉施設等	700m^2	基準面積 ^{※2} 1000m ²	基準面積 ^{※2} 1000m ²	$150 \mathrm{m}^2$	$300 \mathrm{m}^2$	$450 \mathrm{m}^2$
(6)項のニ	幼稚園, 特別支援学校						
(7) 項	学校						
(8) 項	図書館, 博物館等						
(9) 項) 項 浴場, 熱気・蒸気浴場		$1400 \mathrm{m}^2$	$2100 \mathrm{m}^2$			
(10) 項	停車場, 発着場						
(12) 項	工場、スタジオ等						
(13) 項	倉庫						
(11) 項	神社, 寺院, 教会等	$1000\mathrm{m}^2$	$2000 \mathrm{m}^2$	$3000 {\rm m}^2$	$200\mathrm{m}^2$	$400\mathrm{m}^2$	$600 \mathrm{m}^2$
(15) 項 その他の事業場(事務所など)			2000111	3000111	200111	400111	OUUIII
(16の2) 地下街**1		$150 \mathrm{m}^2$	_	$450 \mathrm{m}^2$	_	_	_
指定可燃物		指定数量の750倍以上を貯蔵し取り扱うもの					

[[]注]表中の面積はすべて「m²以上」とする.

^{※1}はどちらか「小さいほう以上」とする.

^{※2} 基準面積=延べ面積-防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分(手術室,分娩室,人工透析室,麻酔室,レントゲン室等)の面積

「はじめて学ぶ!1類消防設備士 合格講座」第1版第1刷用法改正対応・正誤表

978-4-274-21650-3

別 紙 2 【60頁 表4・9 差替え分】

防火対象物の種類			一般 (延べ面積)	地階・ 無窓階 (床面積)	4~10階 (床面積)	11階以上の建 物
1	1)	病院で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その 他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、療養病床または一般病床を有す るもの	すべて ^{※9}	1000以上	1500以上 ^{※8}	すべて ^{※8}
	2)	診療所で診療科名中に特定診療科名(内科,整形外科,リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの				
	3)	病院(1)以外),有床診療所(2)以外),有床助産所	3000以上 ^{**8} (平屋建て以 外)			
	4)	無床診療所,無床助産所	6000以上 ^{**8} (平屋建て以 外)			
П	1)	老人短期入所施設,養護老人ホーム,特別養護老人ホーム等				
	2)	救護施設				
	- /	1-7-17-	すべて ^{※9※10}			
	_					
	/					
ハ			6000以上 ^{※8} (平屋建て以			
	_	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
	_					
			外)			
11	3)					
	п	3) 4) 1) 2) 3) 4) 5) 1) 2) 1) 2) 3) 4)	病院で診療科名中に特定診療科名(内科,整形外科,リハビリテーション科その 1) 他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、療養病床または一般病床を有するもの	防火対象物の種類 (延べ面積) 病院で診療科名中に特定診療科名(内科,整形外科,リハビリテーション科その (地規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、療養病床または一般病床を有するもの (診療所で診療科名中に特定診療科名(内科,整形外科,リハビリテーション科そのを)を療力である診療科名等)を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの (平屋建て以外)、病院(1)以外)、有床診療所(2)以外)、有床助産所 (平屋建て以外) (中屋建て以外)	防火対象物の種類	防火対象物の種類

^{※8} 規則第13条第2項に定める部分(スプリンクラー代替区面部分)を除く、この場合、スプリンクラー代替区面部はスプリンクラー設備の要否を判断する際の面積算定から除外されるとともに、スプリンクラーヘッドの設置を要しない、((16)項のうち、(2)項、(4)項、(5)項の口の用途があるものは除く)

^{※9 「}火災発生時に延焼を抑制する機能を備える構造」として規則第12条の2で定める構造を有するものは、(6)項イ 1)、2)は延べ面積3000m 2 以上(平屋建ては除く)、その他は延べ面積6000m 2 以上(平屋建ては除く)で設置する(※8の適用あり).

[%]10 2), 4) および5) に掲げる防火対象物のうち、介助がなければ避難できないものとして規則第12条の3で定める者を主として入所させるもの以外は延べ面積275 m^2 以上(平屋建て含む)で設置する.